

(案)

## 5 年市長提出第 号議案

## 瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 月 日提出

瀬戸市長 伊藤 保徳

## 瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に準じて、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を限度として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、同項に規定する出産育児一時金の額を50万円とする。ただし、当該出産が死産又は流産であるときを除く。</p> <p>(1) 被保険者が第1子を出産した場合又は被保険者が当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）の</p> | <p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に準じて、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を限度として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、同項に規定する出産育児一時金の額を50万円とする。ただし、当該出産が死産又は流産であるときを除く。</p> <p>(1) 被保険者が第1子を出産した場合又は被保険者が当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）の</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p><u>子を初めて出産した場合</u></p> <p>(2) <u>被保険者が出産の日まで引き続き 1 年以上被保険者の資格を有している場合又は被保険者が出産の日まで引き続き 6 月以上被保険者の資格を有し、かつ、当該被保険者の配偶者が当該被保険者の出産の日まで引き続き 1 年以上被保険者の資格を有している場合</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第 2 項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第 11 条の 6 の 12 第 11 条の 6 の 3 又は第 11 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 11 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 11 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 14 条及び第 16 条第 1 項において同じ。）は、<u>22 万円</u>を超えることができない。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第 13 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該分割金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> |
|--|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>29万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ &lt;省略&gt;</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た</p> | <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>28万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ &lt;省略&gt;</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た</p> |
|---|---|

|  |  |
|--|--|
| 金額を加えた金額) に <u>53万5千円</u> に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額<br>ア及びイ <省略> | 金額を加えた金額) に <u>52万円</u> に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世带に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額<br>ア及びイ <省略> |
| 2 <省略>   | 2 <省略>   |
| 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「65万円」とあるのは「 <u>22万円</u> 」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。   | 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「65万円」とあるのは「 <u>20万円</u> 」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。   |
| 4 <省略>   | 4 <省略>   |

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第11条の6の12及び第16条の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正等に伴い、並びに出産育児一時金の一部増額を廃止するに当たり、瀬戸市国民健康保険条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。